

徳島市住宅用太陽光発電システム・蓄エネルギー機器等導入支援事業補助金交付要綱
(令和5年度第2次募集分)

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム及び蓄エネルギー機器（家庭用蓄電システム又は電気自動車等充給電設備）を設置する者に対し、予算の範囲内で住宅用太陽光発電設備・蓄エネルギー機器等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地球温暖化対策の推進及び脱炭素社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等に設置した太陽電池（太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより電気を発電する装置をいう。）で発電を行うシステムをいう。
- (2) 家庭用蓄電システム 定置用蓄電池と電力変換装置からなるシステムをいう。
- (3) 電気自動車等充給電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電及び当該電気自動車等から住宅に電力の供給を行うシステムをいう。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定める対象設備（以下「対象システム」という。）を、徳島市内の住宅（店舗、事務所等との兼用住宅を含む。）に自ら購入して設置又は対象システムが設置された市内の建売住宅を対象システムを含めて自ら購入する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、徳島市内の住宅に対象システムを設置する個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第9条に規定する実績報告時までに本市の住民基本台帳に登録された住所に居住する者。
- (2) 次のいずれかに該当する者。
 - ア 自らが居住する住宅に対象システムを設置しようとする者
 - イ 自らが居住の用に供するための住宅の新築に合わせて対象システムを設置しようとする者
 - ウ 自らが居住の用に供するために対象システムが設置された建売住宅を購入しようとする者
 - エ 自己の所有でない住宅に居住する者で、当該住宅への対象システムの設置について所有者の承諾を受けている者
- (3) 太陽光発電システムで発電した電力の大半を住宅の居住の用に供する部分で使用しようとする者。

(4) 市税を滞納していない者。

(補助金の額等)

第5条 対象システムを設置する事業の補助額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金は、同一住宅又は同一人に対して、対象システムごとに1回限り交付するものとする。ただし、住宅用太陽光発電システムの増設は除く。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システムの補助対象経費に係る部分の工事着手前に、住宅用太陽光発電システムにおいては、補助金交付申請書（様式第1号）、家庭用蓄電システムにおいては、補助金交付申請書（様式第2号）、電気自動車等充給電設備においては、補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書
- (2) 対象システムの設置予定場所を示す位置図
- (3) 対象システムの設置に係る見積書その他書類の写し
- (4) 工事着手前の現況が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、交付しない旨の決定をし、その旨を補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定通知書に記載された交付決定日以降に対象システムの補助対象経費に係る部分の工事を行うものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請書に記載した内容を変更するときは、軽微な場合を除き、遅滞なく、計画変更申請書（様式第6号）に、当該変更に係るもの添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の承認をしたときは、計画変更承認決定通知書（様式第7号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者が、当該決定に係る対象工事を廃止しようとするときは、遅滞なく、計画廃止届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（前条第3項に規定するものを除く。）は、補助事業が完了したときは、住宅用太陽光発電システムにおいては、補助金実績報告書（様式

第9号)、家庭用蓄電システムにおいては、補助金実績報告書(様式第10号)、電気自動車等充給電設備においては、補助金実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了報告書
- (2) 対象システムの設置状況を示す写真
- (3) 対象システムの設置に係る領収書の写し
- (4) 申請者本人の住民票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の補助金実績報告書の提出は、対象システムの工事完了日から起算して30日以内、又は、申請書を提出した当該年度の3月31日(3月31日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに提出された場合に限る。)のいずれか早い日までに行うものとする。なお、当該期限までに当該補助金実績報告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該補助金実績報告書は当該期限内に提出されたものとみなす。
- 3 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を確定し、補助金交付確定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付の決定を受けた者は、第1項に規定する補助金実績報告書をその期日までに提出できない場合、その旨を速やかに市長に申し出て、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、前条第3項の規定により補助金の交付が確定した後に行うものとする。

- 2 申請者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(手続きの代行)

第11条 申請者は、第6条の補助金交付申請書、第8条の計画変更申請書、計画廃止届出書、第9条の補助金実績報告書について、対象システムを販売する者等に対して、これらの事務の手続きを代行させることができる。

- 2 手続きの代行者は、誠意を持って手続きを行うものとし、手続きの代行を通じ、申請者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は必要に応じて調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該申請者および手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとする。

(取得財産等の管理)

第12条 補助金を交付された者は、対象システムについて市長が別表第3に定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適

正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助金を交付された者は、市長が別表第3に定める期間内において、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金の返還及び取消し)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その返還を命じるものとする。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 市長は前項の規定による取消しをしたときには、速やかに補助金取消決定通知書（様式第15号）により被交付者に通知するものとする。

(協力)

第15条 この要綱による補助を受けて対象システムを設置した者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 環境家計簿の記入
- (2) 対象システムの使用状況等に関するアンケート調査
- (3) その他市長が協力依頼する事項

(特例措置)

第16条 市長は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、令和5年5月25日からこの要綱に基づく補助金の募集を開始するまでの期間（以下「特定期間」という。）に対象システムの工事を開始した者について、補助金の対象とすることができる。

2 前項の場合において、申請者は、第6条第4号に規定する工事着手前の現況が確認できる写真に代えて、工事請負契約書の写しなどの特定期間内に工事を開始したことがわかる書類を添えて提出するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。補助金の交付に関しては徳島市補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号）による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年5月25日から適用する。
- 2 第16条の規定は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を申請した者であって同条第1項に該当することを理由に補助金の対象と

なるものについては、同条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備	対象システムが満たすべき要件	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	<p>① 太陽電池の最大出力の合計値が2 kW以上10 kW未満であること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10 kW未満であること。</p> <p>② 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>③ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナを同時に設置すること。</p> <p>④ 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者又は徳島市民である個人事業主から購入したシステムであること。</p>	機械器具費、本事費及び付帯本事費
家庭用蓄電システム	<p>① 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>② 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者又は徳島市民である個人事業主から購入したシステムであること。</p> <p>③ 国が補助事業を委託した団体の実施する「ZEH支援事業」において蓄電システム登録済一覧に記載されているものであること。</p> <p>④ 常時、太陽光発電システムと接続すること（接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。）</p>	機械器具費、本事費及び付帯本事費
電気自動車等充給電設備(V2H)	<p>① 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>② 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者又は徳島市民である個人事業主から購入したシステムであること。</p> <p>③ 国が平成25年以降に実施するV2Hに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人性世代自動車振興センターにより承認されているものであること。</p> <p>④ 常時、太陽光発電システムと接続すること（接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。）</p>	機械器具費、本事費及び付帯本事費

別表第2（第5条関係）

補助対象機器	補助金額
住宅用太陽光発電システム	上限5万円（ただし、補助対象経費が5万円より少ない場合は、その金額）
家庭用蓄電システム	上限10万円（ただし、補助対象経費が10万円より少ない場合は、その金額）
電気自動車等充給電設備	上限10万円（ただし、補助対象経費が10万円より少ない場合は、その金額）

別表第3（第12条関係）

補助対象機器	期間
住宅用太陽光発電システム	17年間
家庭用蓄電システム	6年間
電気自動車等充給電設備	6年間